

伊賀市告示第 225 号

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月3日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成30年伊賀市告示第12号）の一部を次のように改正する。

別表1 運営費補助金の表補助基準額（年額）の欄中「2,554,000円」を「2,558,000円」に、「4,676,000円」を「4,734,000円」に、「67,000円」を「69,000円」に、「407,000円」を「409,000円」に、「183,000円」を「184,000円」に、「3,071,000円」を「3,099,000円」に、「1,956,000円」を「2,009,000円」に、「507,000円」を「521,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年10月3日から施行し、改正後の伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

伊賀市告示第 226 号

令和 5 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 10 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度 伊賀市職員募集要項

【追加募集】
令和6年4月1日採用

募集職種

- ・ 保育士
- ・ 土木技術職（上級・初級）
- ・ 土木技術職〔職務経験者対象〕（上級・初級）

<受験申込受付期間>

2023（令和5）年10月13日（金）から10月30日（月）午後5時15分まで
※受験手続の詳細は3ページを確認してください。

令和5年度 伊賀市職員募集要項【追加募集】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	区分	受 験 資 格		採用予定 人数
		学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
保育士	-	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人 ※令和6年4月1日時点で、保育士登録されており、幼稚園教諭免許が有効期間内であること		3人 程度
土 木 技 術 職	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）		3人 程度
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む。）		
	職 務 経 験 者 対 象	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、令和6年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人	
		初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む。）で、令和6年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人	

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週29時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
保 育 士	総合適性検査（SPI3） ペーパーテスト方式	11月12日（日） 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～	伊賀市役所本庁
	総合適性検査（SPI3） テストセンター方式	11月2日（木）から 11月14日（火）のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
土木技術職	総合適性検査（SPI3） ペーパーテスト方式 専門試験	11月12日（日） 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 専門：13時30分～	伊賀市役所本庁

※保育士の受験会場は、伊賀市役所本庁またはテストセンターのいずれかを選択できます。

※テストセンター会場や営業日については、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

（参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>）

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会 場	内容	試 験 日	会 場
保 育 士	個別面接	12月17日(日)	伊賀市役所本庁	個別面接 保育実技※	令和6年 1月14日(日)	伊賀市役所本庁
土木技術職				個別面接		

※保育実技…ピアノ弾き歌い・絵本読み聞かせ

◆会場所在地

伊賀市役所本庁 伊賀市四十九町3184番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ電子メールで通知します。
 可否の結果は、受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	ペーパーテスト方式 約 110 分
		テストセンター方式 約 65 分
専 門 試 験 (土木技術職のみ)	受験職種に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	約 90 分

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/372012>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。
 「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



◆受付期間

10月13日(金)～10月30日(月) 午後5時15分受付分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、10月30日(月) 午後5時15分までの必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。

郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

・申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。

これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。(ドメイン指定等の受信制限をさ

れている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」から電子メールを受信できるように設定してください。）

- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。

- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続きが完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【第1次試験（SPI3）の受験方法】

- ・SPI3は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンターでの受験を選択された場合、申し込み受付完了後順次、「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受験してください。
- ・SPI3の受験会場は、申し込み後の変更ができないので、手続きには十分注意してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和6年4月1日

【勤務条件（令和5年4月1日現在）】

◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 190,756円以上、高校卒 159,238円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間（事務職の一般的な例）

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
- 2 申込者数の状況によって、試験日又は試験会場を追加・変更する場合があります。
- 3 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>) に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験会場の変更や、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記5と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和5年度伊賀市職員採用試験申込書【追加募集】

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

受験職種等(受験する職種(保育士の場合は受験会場)に○をつけてください。)

保育士	土木技術職		土木技術職〔職務経験者〕		
テストセンター	伊賀市役所	上級	初級	上級	初級

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

令和 年 月 日現在 (←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。)

フリガナ		性別	メールアドレス	
氏名		男・女		
生年月日	昭和 平成 年 月 日生 (満 歳)			
フリガナ				
現住所	〒 -		TEL	- -
			緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ				
連絡先	〒 -		TEL	- -

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学歴(中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)*期間は必ず和暦で記入してください。

学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴(ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

*同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。)受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。
また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 227 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 201 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

倉部区

代表者の氏名 余野 英夫

代表者の住所 伊賀市柘植町 1286 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 梅川 尚純

新代表者の氏名 余野 英夫

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 499 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 1286 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 10 月 1 日

4 変更の理由

代表者の死亡による変更

伊賀市告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

界外区

2 規約に定める目的

次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備、改善に関する事。
- (3) 集会施設及び区所有地等の維持管理に関する事。
- (4) 防犯、防災、交通安全等に関する事。
- (5) 区民相互の福祉、保健及び健康の増進に関する事。
- (6) 区民相互の親睦に関する事。
- (7) 各種機関、団体との連絡調整、協調に関する事。
- (8) その他、区の目的を達成するために必要な事。

3 区域

伊賀市界外の全域（伊賀市界外 833 番地の 1 を除く。）

4 主たる事務所

伊賀市界外 1619 番地（界外公民館）

5 代表者の氏名及び住所

氏名 吉藤 隆

住所 伊賀市界外 288 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和5年9月21日

伊賀市告示第 229 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 0399	旧	新堂駅前連 絡道線	起点 伊賀市新堂字九反坪 415 番 9 地先 終点 伊賀市新堂字九反坪 415 番 9 地先	3.2~4.1	13.9
	新	新堂駅前連 絡道線	起点 伊賀市新堂字九反坪 415 番 9 地先 終点 伊賀市新堂字九反坪 415 番 9 地先	47.9~62.1	13.9

伊賀市告示第 230 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 0399	新堂駅前連絡道 線	起点 伊賀市新堂字九反坪 415 番 9 地先 終点 伊賀市新堂字九反坪 415 番 9 地先	令和 5 年 11 月 1 日

伊賀市告示第 231 号

伊賀市小中学校統合型校務支援システム構築・運用業務委託プロポーザル審査委員会
設置要綱を次のように定める。

令和5年10月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市小中学校統合型校務支援システム構築・運用業務委託プロポーザル審査委員会
設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市小中学校統合型校務支援システム構築・運用業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第7条の規定に基づき、伊賀市小中学校統合型校務支援システム構築・運用業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領、仕様書等の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報(市又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第7条 委員は、第2条の所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月17日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

小中学校長を代表する者 小中学校教頭を代表する者 小中学校の教職員を代表する者 小中学校の学校事務職員を代表する者 教育委員会事務局長 デジタル自治推進局次長 学校教育課長 学校教育課指導主事

伊賀市告示第 232 号

伊賀市子ども第三の居場所事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 10 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市子ども第三の居場所事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的に、公益財団法人 B&G 財団（以下「財団」という。）が定める子ども第三の居場所実施・募集要項（以下「実施等要項」という。）による助成金（以下「助成金」という。）を財源として交付する伊賀市子ども第三の居場所事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、伊賀市内に子ども第三の居場所を開設しようとする、又は運営する法人その他の団体とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施等要項に定める「子ども第三の居場所」開設事業又は「子ども第三の居場所」運営事業であって、財団が市に対して助成金の交付の決定をしたものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち実施等要項に定める助成金の対象となる経費に該当するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、財団が市に交付する助成金の額を限度とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(財産の処分の制限に関し市長が定める期間等)

第5条 補助事業において取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価額が50万円以上のものとする。

（補助金の終期）

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月20日から施行する。

伊賀市告示第 233 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1 級 1007	西明寺緑ヶ丘線	起点 伊賀市西明寺 2872 番 1 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘南町 3863 番 3 地先	令和 5 年 10 月 27 日

伊賀市告示第 234 号

令和 5 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 10 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(臨床工学技士・言語聴覚士 再募集)

令和 5 年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
臨床工学技士	臨床工学技士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和6年1月5日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和5年10月23日（月）から12月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、12月22日（金）午後5時15分までの必着とします。

【※】注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記入漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続きが完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (TEL0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 6 年 4 月 1 日 (月)

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 5 年 4 月 1 日現在)】

- ◇ 初任給
大学卒 191,700 円、短大 3 卒 185,200 円
・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.4 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	臨床工学技士・言語聴覚士 (受験する職種に○をつけてください。)
------	-------------------------------------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記入してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	平成 年 月 日生 (満 歳)		
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL	- -
	緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL	- -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL	- -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記入してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記入してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 235 号

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年10月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年10月30日から施行する。

伊賀市告示第 236 号

伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年10月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第229号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年10月30日から施行する。